

秋田県告示第198号

秋田県産業振興プラザ条例（平成11年秋田県条例第79号）第11条第2項の規定により、次のとおり創業支援室の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した創業支援室の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

区 分	利 用 料 金 の 額	
創業支援室A	一室一月につき	22,000円
創業支援室B	一室一月につき	52,380円

備考

- この表において、「創業支援室A」とは床面積が25平方メートル以下の創業支援室をいい、「創業支援室B」とは床面積が48平方メートル以上の創業支援室をいう。
- 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場合の当該月の利用料金の額は、この表に定める額を30で除し、これに当該月の利用日数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。